

郵送による戸籍の証明書等の請求のしかた

以下の①から④(または⑤)を同封して本籍地の市区町村役場戸籍担当あて請求してください。

チェック欄	必要書類	注意											
	①戸籍謄(抄)本等郵送請求書	すべての項目をみれなく記入してください。											
	②本人確認書類の写し	1つの書類で確認できるもの	<p>※印のついているパスポート、身体障害者手帳等、精神障害者手帳、健康保険証、年金証書又は年金手帳、学生証などは、別に現住所(住民登録地)の確認できる書類(住民票等)も必要です。</p> <p>現住所が記載されていない書類(自分で書き入れるものも含む)ですので、官公署等から送られてきた書類の写し(例:請求者あての納税通知書等でも可)なども添えてください。</p>										
		<p>運転免許証、住民基本台帳カード(顔写真付き)、マイナンバーカード(個人番号カード)(通知カード不可)、在留カード、パスポート※、身体障害者手帳等(顔写真付きのみ)※ など</p>											
		<p>2つの書類を必要とするもの</p> <p>国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、健康保険証※、介護保険証、年金証書又は年金手帳(写しをとった後に年金番号を黒く塗ってください)※、学生証※、精神障害者手帳※ など</p>											
	③手数料	<p>郵便局で定額小為替(定額小為替には何も書かないでください)を購入して同封してください。注意:切手では納められません。おつりを切手で代用する場合がありますがご了承ください。</p> <p style="text-align: center;">【戸籍証明の手数料のご案内】</p> <table border="1" data-bbox="640 778 1272 1042"> <tr> <td>戸籍謄本(全部事項証明)</td> <td>1通450円</td> </tr> <tr> <td>戸籍抄本(個人事項証明)</td> <td>1通450円</td> </tr> <tr> <td>除籍・改製原戸籍</td> <td>1通750円</td> </tr> <tr> <td>附票(平成11年10月16日改製)身分証明書</td> <td>1通200円</td> </tr> <tr> <td>独身証明書・受理証明書</td> <td>1通350円</td> </tr> </table>		戸籍謄本(全部事項証明)	1通450円	戸籍抄本(個人事項証明)	1通450円	除籍・改製原戸籍	1通750円	附票(平成11年10月16日改製)身分証明書	1通200円	独身証明書・受理証明書	1通350円
戸籍謄本(全部事項証明)	1通450円												
戸籍抄本(個人事項証明)	1通450円												
除籍・改製原戸籍	1通750円												
附票(平成11年10月16日改製)身分証明書	1通200円												
独身証明書・受理証明書	1通350円												
		<p>※その他の証明の時はお問合せください。</p> <p>※市区町村により手数料が異なる証明書があります。請求先へお問合せください。</p> <p>※河内町は平成改製以前の原戸籍・除籍の附票は、証明しておりません。</p>											
	④返信用封筒	封筒の表に請求者の現住所(②の書類で確認できる住民登録地)、郵便番号、氏名を記入して切手を貼ってください。折って入れても差支えありません。A4対応の封筒をお勧めします。											
	⑤その他	○必要な方と請求者の関係を確認できる戸籍謄(抄)本の写し	【例】子が請求者で、死亡した母の婚姻前の本籍が河内町だった場合 ⇒子(請求者)の戸籍謄(抄)本等 ※両者とも河内町に戸籍がある場合は不要です。										
		○委任状(原本)	代理人が請求する場合。委任状は委任する本人が自署してください。										

【送付先】

〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183番地 河内町役場 町民課住民係宛

ご不明な点はお問合せください。
電話番号0297-84-2111(内線183・184)
河内町町民課住民係

証明書は投函してからお手元に届くまでに5~10日程度かかります。日数に余裕をもってご請求ください。
お急ぎの時や到達確認は速達や郵便追跡サービスがある商品等をご利用ください(郵便局へお尋ねください)。